

簡易公募型競争入札方式に準じた入札手続き（総合評価落札方式）開始の公示

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

なお、本業務に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る令和8年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

令和8年2月19日

支出負担行為担当官

北海道開発局釧路開発建設部長 畑山 朗

1 業務概要

- (1) 業務名 釧路湿原環境調査業務
(電子入札対象案件)
(電子契約対象案件)
- (2) 業務内容 本業務は、釧路湿原自然再生事業の内、幌呂地区湿原再生事業、ヌマオロ地区旧川復元事業の効果や施工段階での影響を把握するために生物環境及び河道物理環境の調査を行うものである。

本業務の業務内容は、別添「特記仕様書」のとおりである。
主な業務内容は、以下のとおりである。
 - 1) 計画準備
 - 2) 現地踏査
 - 3) 幌呂地区環境調査
 - 4) ヌマオロ地区環境調査
 - 5) データ整理
 - 6) 報告書とりまとめ
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和8年12月22日まで
- (4) 本業務は、提出資料及び入札を電子入札システムで行う対象業務である。なお、例外的に電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り、紙入札方式に代えるものとする。
- (5) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、紙契約方式に代えるものとする。
- (6) 本業務は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務のうち、予定価格が500万円を超える場合に、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う履行体制確認型総合評価落札方式の試行業務である。
- (7) 本業務は、ア又はイの条件に該当する場合に低入札業務における品質確保の対策の試行対象業務として、特記仕様書に記載する品質確保対策が履行されない場合は業務成績評定に厳格に反映するとともに指名停止等の措置を講ずることがある。
 - ア 予定価格が1,000万円を超える業務において、予決令第85条に基づく調査基準価格を下回って落札した場合。

- イ 予定価格が500万円を超え1,000万円以下の業務において、業務品質確保の観点から定めた品質確保の基準となる価格（以下「品質確保基準価格」という。）を下回って落札した場合
- (8) 本業務は、「低価格受注業務がある場合における予定管理技術者の手持ち業務量の制限等」の試行業務である。
- (9) 本業務は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う業務である。
- (10) 本業務は、予定管理技術者の成績、表彰の配点割合を減じて、技術者の経験値による得点差を緩和した「技術者育成型（若手）（緩和）」の試行業務である。
- (11) 本業務は、賃金等の変動に対処するための「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務委託料の変更の取扱いについて（試行）」（令和7年12月3日付国官技309号、国官総第182号、国営整第141号、国港総第501号、国港技第78号、国空予管第991号、国空空技第379号及び国空交企第267号）の試行業務である。

2 指名されるために必要な要件

(1) 入札参加者に要求される資格

- ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- イ 北海道開発局における令和7・8年度の業種区分「土木関係コンサルタント」に係る一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていること。
- ウ 北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年4月1日付け北開局工第1号。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- エ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- オ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- カ 北海道内に営業拠点（本支店・営業所）を有する単体企業であること。

(2) 入札参加者を選定するための基準

北海道開発局工事等競争参加者選定要領に定める指名基準による。また、同種業務等の実績並びに配置予定の技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとし、指名者数については10者程度とする。

3 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び技術提案書をもって入札をし、次の各要件に該当するもののうち、下記(2)総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ア 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は設計図書に基づき算出するものとする。

ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

イ 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

ウ 上記において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、電子くじにより落札者を決める。

(2) 総合評価の方法

ア 評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

イ 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

価格評価点＝(価格評価点の配分点)×(1－入札価格／予定価格)

なお、価格評価点の配分点は60点とする。

ウ 技術評価点の算出方法

技術提案書の内容に応じ、下記①、②、③、④の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

① 予定技術者の経験及び能力

② 実施方針等

③ 賃上げの実施に関する評価

④ 技術提案の履行確実性

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点＝(技術評価点の配分点)×(技術評価の得点合計／技術評価の配点合計)

技術評価の得点合計＝(①に係る評価点)＋(③に係る評価点)＋(技術提案評価点)×(④の評価に基づく履行確実性度)

技術提案評価点＝(②に係る評価点)

なお、技術評価点の配分点は60点とする。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒085-8551 北海道釧路市幸町10丁目3番地 釧路地方合同庁舎

北海道開発局釧路開発建設部 契約課 上席専門官（業務入札担当）

電話 0154-24-7125（ダイヤルイン）

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

説明書は、電子入札システムにより交付する。交付期間は、令和8年2月19日（木）から令和8年4月7日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。ただし、最終日は10時00分まで。

(3) 参加表明書を提出できる者の範囲

参加表明書を提出する時において、上記2(1)イに掲げる一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けている者とする。

(4) 参加表明書及び賃上げ表明書の受領期限並びに提出先及び提出方法

令和8年2月19日（木）9時00分から令和8年3月2日（月）12時00分までに電子入札システムにより提出を行うこと。

ただし、発注者の承諾を得た場合は、令和8年3月2日（月）12時00分までに、上記4(1)へ、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）することとし、電送によるものは受け付けない。

(5) 技術提案書の受領期限並びに提出先及び提出方法

令和8年3月27日（金）12時00分までに電子入札システムにより提出を行うこと。

ただし、発注者の承諾を得た場合は、令和8年3月27日（金）12時00分までに、上記4(1)へ、持参または郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）によることとし、電送によるものは受け付けない。

(6) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参することとし、郵送又は電送による入札は認めない。

ア 電子入札システムによる入札の締め切りは、令和8年4月7日（火）10時00分。

イ 紙により持参する場合の提出期限は、令和8年4月7日（火）10時00分。

ウ 開札については、令和8年4月14日（火）9時00分 釧路開発建設部入札執行室にて執行する。

5 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金 免除

(2) 入札の無効

本公示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札、無効の技術提案をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 詳細は入札説明書による。

(5) 本業務にかかる落札及び契約締結は、令和8年4月14日を予定しているが、予算成立が令和8年4月15日以降となった場合は、予算成立日に落札及び契約する。

また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、予算措置が暫定予算の期間分のみ計上されているときは暫定予算の期間分のみの契約とする。